

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)が所有(占有を含む。以下同じ。)する自動車(以下「私有車」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語は、次の各号の定義による。

(1) 自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。

(2) 公用車とは、鯖江・丹生消防組合公用車管理規程に定める自動車をいう。

(私有車の届出)

第3条 自動車で通勤する者は、次に掲げる事項を安全運転管理者に届け出なければならない。変更があつた場合も、同様とする。

- (1) 自動車運転免許証記載事項
- (2) 車種、型式、登録番号
- (3) 自動車保険に関する事項
- (4) その他車両管理上必要な事項

(運転者の心構え)

第4条 自動車の運転者は、常に人命尊重を旨とし、交通法規および監督機関の指示を遵守して、交通事故防止に努めなければならない。

(私有車の公務使用禁止)

第5条 職員は、公務のために私有車を使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、あらかじめ私有車使用許可申請書(様式第1号)を提出し、所属長の許可を受けたときはこの限りでない。

- (1) 通常交通機関を使用しては、公務遂行が著しく遅延し、または困難であるとき。
- (2) 公用車の使用ができないとき、または私有車を使用しなければならない特別な理由があるとき。

(交通事故報告)

第6条 職員は、私有車を運転中交通事故が発生した場合には、交通事故届出書(様式第2号)または交通事故報告書(鯖江・丹生消防組合公用車管理規程様式第1号を準用する。)を安全運転管理者に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員は道路交通法その他の法令に違反した行為について、安全運転管理者に届け出なければならない。

(施行細目)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

様式第1号

所属長	
-----	--

私有車使用許可申請書

平成 年 月 日		
殿		
申請者 職名 氏名 印		
使用期間	平成 年 月 日 自 時 分 至 時 分	
使用目的		
使用車両	車両の種類別	車両番号
自動車損害賠償責任保険(対人)	加入	契約金額
	有 無	万円
道路交通法違反 (過去1ヶ年以内)	有 無	第103条～第107条 第115条～第124条
備考		

